

附 属 资 料

目 次

1 職員給与実態調査関係

平成31年度職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別平均給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 再任用職員の給料表別、級別人員数	35

2 職種別民間給与実態調査関係

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	36
第14表 産業別、企業規模別調査事業所数	37
第15表 職種別にみた民間給与額等	38
第16表 公民給与の比較における対応関係	44
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	45
第18表 民間における初任給の改定状況	45
第19表 民間における定期昇給制度の状況	46
第20表 民間における家族手当の支給状況	46
第21表 民間における住宅手当の支給状況	47
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	47

3 生計費及び労働経済指標関係

平成31年4月の標準生計費算定方法の概要	48
第23表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	49
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較	49
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	50
第24表 労働経済指標	51

1 職員給与実態調査関係

平成31年度職員給与実態調査の概要

平成31年度の職員の給与実態調査を次により実施した。

1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の時期

平成31年4月1日

3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成28年3月15日付け総事第296号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

5 調査の項目

- (1) 基準学歴
- (2) 経験年数
- (3) 年齢
- (4) 適用給料表、級、号給
- (5) 扶養手当
- (6) 住居手当
- (7) 通勤手当
- (8) 単身赴任手当
- (9) その他

6 調査結果

調査結果は、第1表から第13表に示すとおりである。

第1表

任命権者別、

任命権者		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
			人	人	人	人
計			17,526	4,591	2,098	3,347
知事			3,917	3,489		18
議会議長			32	32		
選挙管理委員会			5	5		
代表監査委員			17	17		
教育委員会	本庁等		327	160		81
	県立高等学校等		3,525	260		3,247
	市町村立小中学校		7,288	326		
人事委員会			16	16		
警察本部長			2,395	282	2,098	1
海区漁業調整委員会			4	4		

(注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

給料表別職員数

教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
人	人	人	人	人
7,056	193	17	126	98
3	174	17	123	93
76	7			3
18				
6,959			3	
	12			2

第2表

給 料 表 別

区 分		給料表				
		計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	
職員数 (人)		17,526	4,591	2,098	3,347	
扶養親族数 (人)		16,042	4,266	2,618	3,204	
	給料月額 (円)	6,195,525,600	1,484,806,700	672,505,800	1,239,855,200	
	給料の調整額 (円)	20,403,845	627,600	98,100	10,519,751	
	教職調整額等 (円)	136,989,504			45,183,536	
	給料の特別調整額 (円)	101,673,200	33,473,500	6,269,700	11,846,800	
	扶養手当 (円)	167,444,500	43,393,000	24,758,500	33,761,500	
	地域手当 (円)	3,893,609	2,206,116	185,446	11,727	
	諸手当 (円)	258,735,076	58,530,176	27,285,765	47,683,410	
	給与総額 (円)	6,884,665,334	1,623,037,092	731,103,311	1,388,861,924	
	職員一人当たり平均	給料月額 (円)	353,504	323,416	320,546	370,437
		給料の調整額 (円)	1,164	136	46	3,143
教職調整額等 (円)		7,816			13,499	
給料の特別調整額 (円)		5,801	7,291	2,988	3,539	
扶養手当 (円)		9,554	9,451	11,801	10,087	
地域手当 (円)		222	480	88	3	
諸手当 (円)		14,760	12,745	13,004	14,245	
給与月額 (円)		392,821	353,519	348,473	414,953	
扶養親族数 (人)		10,000円該当	0.66	0.63	0.81	0.72
		6,500円該当	0.26	0.30	0.44	0.24
	(特定期間にある子)	0.26	0.24	0.17	0.27	
	計	0.92	0.93	1.25	0.96	
年齢 (歳)		43.5	41.2	37.9	44.4	
経験年数 (年)		21.7	20.3	17.4	21.8	
修学年数 (年)		15.2	14.2	13.9	15.8	

- (注) 1 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。
3 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等

給 与 額 等

教育職（２）	研究職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
7,056	193	17	126	98
5,601	193	26	100	34
2,647,501,000	67,912,000	8,338,700	41,940,300	32,665,900
8,764,294		102,400	60,000	231,700
91,805,968				
47,702,300	1,318,800	632,400	429,700	
61,866,000	1,993,500	241,000	1,059,000	372,000
		1,490,320		
115,980,860	2,538,751	3,250,933	2,629,548	835,633
2,973,620,422	73,763,051	14,055,753	46,118,548	34,105,233
375,212	351,875	490,511	332,859	333,325
1,242		6,023	476	2,364
13,011				
6,760	6,833	37,200	3,410	
8,767	10,329	14,176	8,404	3,795
		87,665		
16,436	13,151	191,230	20,867	8,526
421,428	382,188	826,805	366,016	348,010
0.61	0.64	0.71	0.59	0.27
0.18	0.36	0.82	0.20	0.08
0.29	0.32	0.35	0.24	0.12
0.79	1.00	1.53	0.79	0.35
46.3	42.8	47.6	42.4	42.5
23.9	20.0	22.3	19.5	20.3
15.9	16.0	18.0	15.7	15.5

及び寒冷地手当である。

第3表

給料表別、級別、

給料表	号給 職務 の級	計																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
行政職	1	862					21				30	1	1		56	2	4	3	39	3	6	1	23	2	20	3	103	3	
	2	592										1	1		30	2	41	8	50	4	26	4	35	5	25	5	36	8	
	3	463															1				1		3	1	6		3	2	
	4	1,197																											
	5	925	1																										
	6	223																										1	
	7	226						1																					
	8	78																				2	4	3	4		1	8	10
	9	25								1	1				8	8	2	2	1	1									
	10																												
公安職	1	350			22			10		23		2	1	25		1		35		33	4	32	4	4	1	56	4		
	2	322																				3		2		32			
	3	398													1		1		3					5		3			
	4	552																				3		2	1	1	1		
	5	361																											
	6	51																											
	7	39																											
	8	15																											
	9	10																											
教育職	1	213	1			1															1		1		1		1		
	2	2,834	14		4	16		6		22		4	2	31	3	4	4	22	1	14	4	24	5	12	4	22	4		
	特2	57																											
	3	153																											
	(1)	90																				1				1	4	4	
教育職	1																												
	2	5,915												86		4	7	81	3	12	5	85	4	16	10	69	4		
	特2	152																											
	3	521																											
	(2)	468														1				1	6	19	31	72	48	30	18		
研究職	1	16																									1		
	2	44															1	1	1	2	1	3		3	1	3			
	3	106																		1		1		1	1				
	4	22																											
	5	5																								1			

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57		
31	9	96	7	27	7	75	8	29	9	69	8	43	7	42	4	34	5	19	1	8	2					1						
20	8	26	5	23	5	20	7	28	4	13	2	14	4	17	2	12	2	6	2	14		12		7	4	8	3	8	2	5		
6		5	3	16	5	7	3	16	1	11	6	18	4	14	15	19	10	35	13	15	10	17	7	19	9	14	7	13	12	11		
		1	1	2		12	3	19	3	21	2	15	7	25	11	29	8	31	15	32	20	32	16	44	16	38	20	36	29	27		
																	1			1	1		6	1	2	2	6	5	1	6		
																							3	28	18	24	22	62	10	9		
		11	35	60	27	8	16	4		15	10	6	6	2	4	3	3	3		1	1	1	1	2	2	1		1		1		
2	5	14	5	5	4	1	2	2	3	1	1	1																				
			1																													
8	5	35	6	11	2	12		2	1	2			2	1	1	3			1													
3		34	1	9	2	39		10	2	26	6	5	6	18	5	17	3	15	2	12	3	14	3	7	3	4		12	1	12		
11	1	6		11		8		13	1	13		14	3	13	2	10	2	9		8	3	10	4	21	7	15	7	20	3	22		
1	2	2	1	3	1	4		4	1	5	1	4	3	8	1	4	5	7		12		2		9		7		11	1	11		
																			2	7	5	2	1	3	1	4	2	4	6	6		
																											1					
																											1	3	4	6	3	
															1	3	6	4		1												
			3	5	2																											
2		1		1			1			2		1		2	1	1	2		2		1			1	2	1	1	2		2		
13	4	19	9	21	4	18	6	21	3	17	5	16	4	19	9	22	6	13	16	16	8	19	6	30	6	18	4	20	9	16		
																											1	1	2	3	2	12
3	2	9	12	20	7	5	5	3	4	10																						
24	10	42	7	33	10	40	15	25	4	43	15	42	10	37	9	37	13	40	11	25	10	29	11	28	7	29	10	27	5	27		
12	14	30	14	19	15	7	13	13	10	95																						
		2		1	1	5			1	2	1	1																				
1	2	5		1		2	1		1	2	1	1		1	1	1		1		3				1								
				1			1		1	1	2			1	1	1				2	1	3		1	2	1	3	1	4	2		
											1												1	1		1	7	2		4	1	
1	1			1	1																											

給料表	号給 職務 の級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86		
		行政職	1																													
	2	2	5	2	3	1	1	2	2	1		1					1	2						1								
	3	4	6	5	4	2	3	5	9		4	2	3	1	4		3	3	1	1	4	2	2	3	3	2		1	3	3		
	4	37	26	46	20	29	24	35	25	10	29	21	25	19	27	14	30	25	24	14	19	14	18	16	9	11	18	9	7	8		
	5	7	7	10	12	6	17	5	22	2	17	24	26	14	22	12	27	20	27	20	24	19	21	20	27	26	42	22	16	22		
	6	7	7	4	7	4	7	2	1	1	1		1	1		1					2											
	7				1																											
	8																															
	9																															
	10																															
公安職	1																															
	2	5	3	1			1																									
	3	3	15	3	6	3	15	2	11		10	3	15		17	3	6	2	9		5	2	4		3	1	5		1			
	4	2	4	1	15	3	15	1	26	2	19		22	5	20	8	14	1	14	1	7	5	6	2	9	6	7	3	4	3		
	5	4	5	6	4	4	4	8	4	2	4	7	22	3	5	5	6	6	6	4	4	4	4	4	10	7	6	8	9	11		
	6							1		1						1		2		2	1			1			2					
	7	4	5			3	1	4			2		1	1	1																	
	8																															
	9																															
教育職	1	1	1	2	1	1	3	1	5		3	1	2	2	2	3	3	4	2		5	2	1	2	3	3		7	2	1		
	2	2	19	11	29	11	21	13	19	16	22	10	27	17	28	13	20	13	25	13	26	15	31	22	35	17	25	22	34	25		
	特2																															
	3	10	17	5	4	9	7	3	6	13	8	3	9	5	9	4	2	4	3	7	4											
(1)	4																															
教育職	1																															
	2	7	20	9	27	17	25	13	27	15	32	9	33	14	34	7	29	15	31	10	20	10	21	12	32	16	23	11	34	9		
	特2											1				2	1	1	1	1	4	4	2	6	4	4	5	4	6	1		
	3							2	1	2	2	8	13	8	6	14	26	40	44	17	23	30	17	16	24	31	19	16	17			
(2)	4																															
研究職	1			1																												
	2		1			1							1																			
	3	1		1	1	3	2	1	3	2		1	3						2	1		1	1	1		2	2	2		1		
	4	2	1	1																												
	5																															

給料表	職務の級	号給																													
		118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	
行政職	1																														
	2								2																						
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
	10																														
公安職	1								1																						
	2																														
	3																														
	4	4	7	6	8	3	16	6	64																						
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
教育職 (1)	1	1	3	2	2					1			2	2	2		3		1	1	1	2	3	1	1		1		1		
	2	17	36	21	30	27	20	33	27	34	36	32	48	41	52	38	44	58	40	35	38	36	20	17	8	5	6	1	3		
	特2																														
	3																														
	4																														
教育職 (2)	1																														
	2	41	86	41	82	30	73	35	73	38	79	41	78	40	81	36	82	52	53	75	68	86	69	77	96	82	115	138	129	152	
	特2																														
	3																														
	4																														
研究職	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														

147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	
1	1	1				8																	
149	168	154	157	111	116	73	63	24	25	41													

給料表	号給 職務の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
			医療職(1)	1																									
	2	6									1						1						1		1				
	3	4																											
	4	7																											
医療職(2)	1																												
	2	18	2				1														3		2	8				2	
	3	25										1		1	2		2	1					2					2	
	4	13																											
	5	60																											
	6	5																											
	7	5																											3
医療職(3)	1																												
	2	17										2				2				3				2				1	
	3	21														1	3			1	1			2				2	
	4	17																											
	5	37																											
	6	6																											

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
										2																					
						1		1													1										
																		1												1	
		1				1		1		1		1	1	2				1			1	1	1		1						
						1				1				1		2		1	1			1					1				
					1		1					1	2			1		1	1	1	3	2	1					1			
																		1	1			2								1	
1							1																								
		1		3	1			1	1																						
1				2					1				1					2		1	1	1									
							1							1						1	1	1					2		4		
																				1										2	
																			2	4											

給料表	給 号 の 級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86					
		医療職(1)	1																																
	2																																		
	3																										1								
	4			1	1	1			2																										
医療職(2)	1																																		
	2																																		
	3																																		
	4		1												1			1																	
	5	2	2			2	1	1		1			2	1	3	1			1	1											3	1			
	6																																		
	7																																		
医療職(3)	1																																		
	2																																		
	3																																		
	4				1		1																												
	5					1			1	2		1	1	1			1						1						1						
	6																																		

給料表	給 号 の 級 の 級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	
		医療職(1)	1																												
	2																														
	3																														
	4																														
医療職(2)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
医療職(3)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														

147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	

第4表

給料表別、級別、

給料表	年齢 職務の級	計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
					19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
行政職	計	4,591人		21	30	61	47	121	131	138	128	102	111	98	70	81	74	57	56	59	67	76	80
	1	862		21	30	61	47	121	131	138	127	100	55	21	5	2	2			1			
	2	592									1	2	56	77	65	78	72	46	44	42	34	31	12
	3	463																11	12	15	32	45	55
	4	1,197																					13
	5	925														1							
	6	223																			1		
	7	226																				1	
	8	78																					
	9	25																					
	10																						
公安職	計	2,098		22	33	27	35	63	74	50	66	49	68	50	71	75	46	61	64	62	74	55	75
	1	350		22	33	27	35	63	74	46	26	7	5	2	5	2		1	1				
	2	322								4	37	40	50	34	40	33	27	23	15	8	7	2	
	3	398									3	2	13	14	25	33	18	24	39	36	50	33	34
	4	552													1	7	1	13	9	18	17	20	41
	5	361																					
	6	51																					
	7	39																					
	8	15																					
	9	10																					
教育職(1)	計	3,347		1	1			16	22	38	38	47	43	50	46	50	58	43	51	65	66	72	69
	1	213		1	1			2	2	3	1	2	3	4	5	4	3	2	7	7	7	8	4
	2	2,834						14	20	35	37	45	40	46	41	46	55	41	44	58	59	64	65
	特2	57																					
	3	153																					
教育職(2)	計	7,056						86	92	121	106	87	86	95	99	99	66	65	68	77	82	96	80
	1																						
	2	5,915						86	92	121	106	87	86	95	99	99	66	65	68	77	82	96	80
	特2	152																					
	3	521																					
4	468																						

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

年 齡 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢		
82	113	106	119	122	146	118	138	195	178	186	171	161	169	115	138	133	148	134	109	101	101		41.2 歳		
																								23.5	
4	11	3	2		4		1	1	1	2			1				1	1						31.5	
50	53	38	29	24	24	11	7	6	11	12	7	4	2	3		2	4	3	2	1				39.7	
28	49	65	86	97	107	90	93	143	95	104	66	50	33	24	12	13	8	5	8	5	3			45.2	
			1	1	11	17	37	44	70	61	90	88	90	67	79	71	63	50	18	28	38			51.1	
										7	8	16	20	10	22	23	26	29	30	19	12			54.2	
								1	1			3	23	4	18	20	35	35	34	27	24			55.3	
														6	7	4	9	10	12	15	15			56.3	
			1											1			2	1	5	6	9			56.9	
53	55	68	44	50	38	34	29	41	28	27	46	38	41	23	44	54	54	49	49	46	67			37.9	
										1															22.4
1								1																	28.7
16	16	19	11	7	3	1			1																34.1
34	35	44	23	28	21	14	15	19	9	8	17	16	16	8	12	21	17	16	12	16	24			44.1	
2	4	5	10	15	14	18	14	17	16	18	23	20	19	11	16	22	25	18	27	21	26			50.6	
						1		4	2		3	2	3	3	7	4	3	5	3	2	9			53.5	
											3		3	1	8	5	7	4	3	3	2			54.3	
															1	2		3	4	2	3			56.7	
																	2	3		2	3			57.1	
84	104	108	116	114	117	126	126	125	126	107	138	146	140	124	122	98	124	132	107	101	86			44.4	
11	14	8	9	12	15	19	10	5	12	5	7	6	3	1	1	1	1	2	1	3	1			40.3	
73	90	100	107	102	102	107	116	120	112	96	118	130	120	103	98	79	90	86	68	55	52			43.6	
															6	5	12	11	9	9	5			56.0	
									2	6	13	10	17	20	17	7	12	13	13	10	13			53.5	
																6	9	20	16	24	15			57.0	
109	97	110	113	129	146	171	235	261	291	289	277	349	343	342	360	369	370	336	355	294	305			46.3	
109	97	110	113	129	144	166	230	240	247	250	233	297	276	259	272	267	269	223	223	179	177			44.8	
					2	5	5	21	15	14	12	9	3	6	4	12	12	2	11	9	10			51.0	
									29	25	32	42	59	61	65	54	40	35	27	29	23			52.8	
												1	5	16	19	36	49	76	94	77	95			56.6	

給料表	年齢 職務の級	計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
研究職	計	193人					1	3	5	2	7	3	10	5	4	1	7	6	2	2		3	
	1	16				1	3	5	2	2	1	1				1							
	2	44								5	2	9	5	4	1	6	6	1	2			1	
	3	106																	1			2	
	4	22																					
	5	5																					
医療職(1)	計	17													1		1	1					
	1																						
	2	6													1		1	1					
	3	4																					
	4	7																					
医療職(2)	計	126					2	1	2	4	4	6	2	2	3	2	1	3	1	1	4	3	
	1																						
	2	18				2	1	2	4	4	4				1								
	3	25										2	2	2	2	2	1	3	1	1	3	2	
	4	13																			1	1	
	5	60																					
	6	5																					
	7	5																					
医療職(3)	計	98					2	2	2	3	3	3	1	1	4	3	2	2	1	3	3	4	
	1																						
	2	17				2	2	2	3	3	3		1					1					
	3	21											1		4	3	2	1	1	3	3	1	
	4	17																					3
	5	37																					
	6	6																					
全給料表	17,526		44	64	88	82	291	325	356	347	299	320	306	295	316	251	237	250	267	295	306	314	

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以上	平均年齡	
3	4	5	6	9	5	4	5	7	2	7	5	9	9	5	9	8	7	9	6	3	5		42.8 歲	
																								25.0
1	1																							30.5
2	3	5	6	9	5	4	5	7	2	6	5	9	9	4	8	5	2	4	1	1	1	1	47.3	
										1				1	1	3	5	5	3	2	1		55.3	
																			2			3	58.2	
	1	1			3				1	1					1		1		1	1		3	47.6	
	1				1				1															36.8
		1			2					1														43.5
															1		1		1	1			3	59.1
3	1	6	6	2	3	3	2	8	2	3	4	3	7	4	4	7	8	1	3	3	2		42.4	
																								25.4
1								2								1								34.2
1	1	3	1			1		1		2							1							42.5
1		3	5	2	3	2	2	5	2	1	4	3	7	4	4	4	4	1	1	2				48.6
																2	1		1	1				55.6
																	2		1			2		57.0
3	3	2	1	2	1	1	2	1		2	1	5	2	6	5	2	2	3	4	2	9		42.5	
																								25.5
1												1												33.8
2	3	2	1	1		1						1			1							2		43.1
				1	1		2	1		2	1	3	2	6	4	2	2	3	2	1	4			52.3
																			2	1	3			58.2
337	378	406	405	428	459	457	537	638	628	622	642	711	711	619	683	671	714	664	634	551	575	3	43.8	

第5表

給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴 区分 職務の級	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
		人員数	17,526 人	13,539 人	823 人	3,161 人	3 人
計	構成比	100.0 %	77.3 %	4.7 %	18.0 %	0.0 %	— %
行政 職	計	4,591	2,444	128	2,016	3	14.2
	1	862	420	89	353		14.2
	2	592	370	30	191	1	14.4
	3	463	179	3	280	1	13.6
	4	1,197	535	2	659	1	13.9
	5	925	547	1	377		14.3
	6	223	132	3	88		14.3
	7	226	164		62		15.2
	8	78	73		5		15.6
	9	25	24		1		16.0
	10						
		構成比	100.0 %	53.2 %	2.8 %	43.9 %	0.1 %
公 安 職	計	2,098	955	125	1,018		13.9
	1	350	96	29	225		13.3
	2	322	183	27	112		14.4
	3	398	214	34	150		14.5
	4	552	284	25	243		14.0
	5	361	135	9	217		13.6
	6	51	24		27		14.0
	7	39	10		29		13.2
	8	15	7	1	7		14.6
	9	10	2		8		13.2
	構成比	100.0 %	45.5 %	6.0 %	48.5 %		—
教育 職 (1)	計	3,347	3,111	110	126		15.8
	1	213	84	57	72		14.1
	2	2,834	2,729	53	52		15.9
	特2	57	56		1		15.9
	3	153	152		1		16.0
	4	90	90				16.0
		構成比	100.0 %	92.9 %	3.3 %	3.8 %	
教育 職 (2)	計	7,056	6,639	417			15.9
	1						
	2	5,915	5,535	380			15.9
	特2	152	143	9			15.9
	3	521	508	13			15.9
	4	468	453	15			16.0
	構成比	100.0 %	94.1 %	5.9 %			—

給料表	職務の級	学歴区分					平均修学 年数
		計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	
研究職	計	193 人	192 人	1 人	人		16.0 年
	1	16	16				16.0
	2	44	43	1			15.9
	3	106	106				16.0
	4	22	22				16.0
	5	5	5				16.0
	構成比	100.0 %	99.5 %	0.5 %			—
医療職 (1)	計	17	17				18.0
	1						
	2	6	6				18.0
	3	4	4				18.0
	4	7	7				18.0
構成比	100.0 %	100.0 %				—	
医療職 (2)	計	126	108	18			15.7
	1						
	2	18	16	2			16.0
	3	25	21	4			15.8
	4	13	9	4			15.4
	5	60	52	8			15.8
	6	5	5				16.0
	7	5	5				16.0
構成比	100.0 %	85.7 %	14.3 %			—	
医療職 (3)	計	98	73	24	1		15.5
	1						
	2	17	16	1			16.0
	3	21	17	4			15.5
	4	17	9	8			14.9
	5	37	25	11	1		15.3
	6	6	6				16.0
構成比	100.0 %	74.5 %	24.5 %	1.0 %		—	

- (注) 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分（この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。）、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
- 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。
- 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第6表

給 料 表 別 、 級 別

区分 職務の級	行政職					公安職				
	人 員	職員 1 人当たり平均				人 員	職員 1 人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 4,591	円 323,416	歳 41.2	年 20.3	年 14.2	人 2,098	円 320,546	歳 37.9	年 17.4	年 13.9
1	862	187,495	23.5	2.8	14.2	350	207,409	22.4	2.9	13.3
2	592	242,028	31.5	10.1	14.5	322	253,239	28.7	7.9	14.4
3	463	309,262	39.7	19.1	13.6	398	291,715	34.1	13.0	14.3
4	1,197	365,127	45.2	24.7	13.8	552	367,516	44.1	23.1	14.1
5	925	392,564	51.1	30.1	14.4	361	412,750	50.6	30.6	13.5
6	223	405,564	54.2	33.2	14.4	51	427,733	53.5	33.1	13.9
7	226	431,799	55.3	33.8	14.9	39	437,420	54.3	35.0	13.0
8	78	461,308	56.3	34.1	15.7	15	452,440	56.7	36.5	14.0
9	25	501,048	56.9	34.5	15.8	10	473,430	57.1	38.2	12.8
10										

区分 職務の級	教育職(1)					教育職(2)				
	人 員	職員 1 人当たり平均				人 員	職員 1 人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 3,347	円 370,437	歳 44.4	年 21.8	年 15.8	人 7,056	円 375,212	歳 46.3	年 23.9	年 15.9
1	213	291,191	40.3	18.8	14.1					
2	2,834	368,064	43.6	20.9	15.9	5,915	364,547	44.8	22.4	15.9
特2	57	431,529	56.0	33.4	15.9	152	411,463	51.0	28.7	15.9
3	153	442,278	53.5	30.7	16.0	521	422,078	52.8	30.3	16.0
4	90	471,885	57.0	34.4	16.0	468	446,066	56.6	34.1	15.9

平 均 給 料 額 等

区分 職務の級	研究職					医療職(1)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	
計	193	351,875	42.8	20.0	16.0	17	490,511	47.6	22.3	18.0
1	16	206,006	25.0	2.4	16.0					
2	44	267,879	30.5	7.6	16.0	6	397,250	36.8	9.5	18.0
3	106	388,175	47.3	24.4	16.0	4	497,700	43.5	20.3	18.0
4	22	425,613	55.3	32.7	16.0	7	566,342	59.1	34.4	18.0
5	5	463,820	58.2	35.2	16.0					

区分 職務の級	医療職(2)					医療職(3)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	
計	126	332,859	42.4	19.5	15.7	98	333,325	42.5	20.3	15.5
1										
2	18	216,094	25.4	2.3	15.8	17	231,411	25.5	3.4	15.9
3	25	269,620	34.2	10.8	15.8	21	279,371	33.8	11.2	15.6
4	13	324,761	42.5	18.9	15.4	17	341,911	43.1	21.2	15.1
5	60	381,938	48.6	26.0	15.7	37	393,416	52.3	30.4	15.3
6	5	404,740	55.6	33.2	16.0	6	416,033	58.2	35.2	16.0
7	5	429,640	57.0	34.6	16.0					

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第7表

行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験 年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
		人	円	人	円
計		2,444 (78,878)	326,913 (319,301)	2,016 (50,425)	326,115 (346,647)
1年未満		85 (2,611)	182,554 (187,207)	35 (803)	154,411 (151,089)
1年以上	2年未満	86 (2,738)	189,075 (193,406)	41 (715)	157,039 (158,015)
2年以上	3年未満	92 (2,961)	198,420 (200,007)	64 (751)	163,760 (161,705)
3年以上	5年未満	153 (5,243)	205,249 (212,845)	79 (1,195)	173,735 (173,613)
5年以上	7年未満	142 (3,711)	222,881 (229,580)	67 (525)	190,407 (189,544)
7年以上	10年未満	159 (5,499)	239,671 (254,377)	78 (565)	208,470 (210,771)
10年以上	15年未満	170 (10,380)	273,367 (294,385)	80 (1,482)	235,995 (244,004)
15年以上	20年未満	319 (12,757)	339,875 (334,573)	198 (2,597)	287,102 (284,945)
20年以上	25年未満	398 (13,031)	371,735 (372,173)	207 (5,077)	331,432 (328,864)
25年以上	30年未満	397 (10,880)	395,191 (399,093)	403 (11,529)	368,164 (359,561)
30年以上	35年未満	352 (7,161)	418,526 (406,496)	356 (10,819)	381,888 (381,019)
35年以上		91 (1,906)	447,550 (410,151)	408 (14,367)	401,289 (393,886)

- (注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第8表

扶養手当の支給状況

区分	扶養手当 受給職員数 (人)	受給者1人 当たりの平 均手当額 (円)	支給額別扶養親族数 【 】内は手当額			
			配偶者 (人) 【6,500円】	子 (人) 【10,000円】	父母等 (人) 【6,500円】	計(人)
給料表						
計	7,980	20,983	3,810	11,599	633	16,042 [4,515]
行政職	2,089	20,772	1,147	2,904	215	4,266 [1,100]
公安職	1,244	19,902	890	1,699	29	2,618 [359]
教育職(1)	1,560	21,641	687	2,403	114	3,204 [905]
教育職(2)	2,906	21,289	985	4,357	259	5,601 [2,042]
研究職	96	20,765	60	124	9	193 [61]
医療職(1)	14	17,214	13	12	1	26 [6]
医療職(2)	51	20,764	24	74	2	100 [30]
医療職(3)	20	18,600	4	26	4	34 [12]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。
 2 「計」欄の【 】内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第9表

給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者1人 当たりの平 均手当月額
旧支給割合	25%	20%	18~16%	16%	14~12%	12~8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 20	人 77	人 49	人 264	人 822	人 549	人 1,781	円 57,088

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。
 2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。
 3 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第1項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。
 4 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第10表

職 員 の 住 居 施

1 住居の種類別等利用状況

区分 給料表	公団・公営住宅	民間賃貸住宅	間借り	下宿	計	単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	人	人	人	人	人	人
計	20	4,491	3	2	4,516	78
行政職	1	1,016			1,017	53
公安職	1	290			291	8
教育職(1)	5	1,026	1	1	1,033	6
教育職(2)	13	2,063	2	1	2,079	9
研究職		48			48	
医療職(1)		4			4	1
医療職(2)		30			30	1
医療職(3)		14			14	

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 住居の種類別等住居費負担状況

区分 家賃額	計	12千円未満	12	13	15	17	19	21	23	25	27	
			5	5	5	5	5	5	5	5	5	
区分			13	15	17	19	21	23	25	27	29	
公団・公営住宅	20人	0	0	1	4	0	1	0	0	1	6	
民間賃貸住宅	4,491人	0	0	0	1	1	3	3	2	8	9	
間借り	3人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
下宿	2人	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
計	4,516人	0	0	1	5	1	4	3	3	9	15	
累計	人員	—人	0	0	1	6	7	11	14	17	26	41
	比率	—%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.6	0.9
単身赴任職員の配偶者等の住宅	78人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

3 住居手当の支給状況

区分 受給者数・平均手当月額	借家・借間				単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	11千円未満	11千円以上 27千円未満	27千円	小計	
手当受給者数	14人	2,074人	2,428人	4,516人	78人
受給者1人当たりの平均手当月額	24,871円				12,928円

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

29 ㄱ	31 ㄱ	33 ㄱ	35 ㄱ	37 ㄱ	39 ㄱ	41 ㄱ	43 ㄱ	45 ㄱ	47 ㄱ	49 ㄱ	51 ㄱ	53 ㄱ	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	3
37	15	24	68	75	190	91	118	313	235	378	195	300	2,425
1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
38	15	24	68	75	193	91	119	315	235	378	196	300	2,428
79	94	118	186	261	454	545	664	979	1,214	1,592	1,788	2,088	4,516
1.7	2.1	2.6	4.1	5.8	10.1	12.1	14.7	21.7	26.9	35.3	39.6	46.2	100.0
0	0	0	0	0	4	1	0	2	4	9	0	4	54

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
	計	14,000 人	483 人	1,059 人	210 人	1,752 人
	行 政 職	3,264	302	743	146	1,191
	公 安 職	1,385	73	230	3	306
	教 育 職 (1)	2,850	67	30	34	131
	教 育 職 (2)	6,150	32	40	9	81
	研 究 職	174	1	7	5	13
	医 療 職 (1)	5	1	1		2
	医 療 職 (2)	98	2	2	6	10
	医 療 職 (3)	74	5	6	7	18

(注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表	運賃額 区分	計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
			未満	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	行 政 職	1,472 人	885	113	36	53	22	16	28	5	35	3	6	3	14
	公 安 職	323 人	234	43	12	9	9	2	1	1	2				
	教育職(1)	281 人	55	8	2	15	7	5	4	2	10	3	9	2	10
	教育職(2)	147 人	60	5	3	8	7	4	3	2	2	1	1		5
	研 究 職	20 人	6	2		1		1		2	1				
	医 療 職 (1)	2 人	2												
	医 療 職 (2)	22 人	7	1							1	1			
	医 療 職 (3)	24 人	5	3			1	1	2	1					1
	計	2,291 人	1,254	175	53	86	46	29	38	13	51	8	16	5	30
累	人員	— 人	1,254	1,429	1,482	1,568	1,614	1,643	1,681	1,694	1,745	1,753	1,769	1,774	1,804
計	比率	— %	54.7	62.4	64.7	68.4	70.4	71.7	73.4	73.9	76.2	76.5	77.2	77.4	78.7

(注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
11,119 人	48 人	542 人	11,709 人	395 人	6 人	138 人	539 人
1,377	23	392	1,792	181	2	98	281
952	16	94	1,062	14		3	17
2,542	6	21	2,569	126	2	22	150
5,982	3	18	6,003	55	2	9	66
147		7	154	5		2	7
3			3				
70		6	76	9		3	12
46		4	50	5		1	6

36 5	38 5	40 5	42 5	44 5	46 5	48 5	50 5	55 5	60 5	65 5	70 5	75 5	80 5	85 5	90 5	95 5	95千円 以上
38	40	42	44	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95		
4	2	2		1			65	8	76	17	51	8	9	2			8
3	1	1					3	1	1								
1	3	1	2	1	2	1	17	5	48	20	34	4	6			2	2
		2	1		1		10		21	2	6	1	1	1			
		1						1	2	1	1						1
1				1			2		5	1	2						
							3		4		1	1	1				
9	6	7	3	3	3	1	100	15	157	41	95	14	17	3	2		11
1,813	1,819	1,826	1,829	1,832	1,835	1,836	1,936	1,951	2,108	2,149	2,244	2,258	2,275	2,278	2,280	2,291	
79.1	79.4	79.7	79.8	80.0	80.1	80.1	84.5	85.2	92.0	93.8	97.9	98.6	99.3	99.4	99.5	100.0	

(交通機関等と交通用具との併用者にあつては、交通機関等に係る額のみ) により調査した。

3 交通用具の使用距離別職員数

交通用具	距離区分	計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20
			未満	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ
自動車		11,514 人	1,784	1,482	1,232	1,003	803	608	575	479	361	341
オートバイ等		54 人	31	9	7	2	3					
自転車		680 人	586	77	11	2	1		2	1		
計		12,248 人	2,401	1,568	1,250	1,007	807	608	577	480	361	341
累計	人員	一人	2,401	3,969	5,219	6,226	7,033	7,641	8,218	8,698	9,059	9,400
	比率	一%	19.6	32.4	42.6	50.8	57.4	62.4	67.1	71.0	74.0	76.7

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、交通用具の使用距離により調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

給料表	料金額区分	計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
			未満	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ
計		171 人	48	12	34	50	13	6	2	1	2	3		
行政職		35 人	2	5	13	10	5							
公安職		4 人	3		1									
教育職(1)		93 人	39	3	10	28	5	2	1	1	2	2		
教育職(2)		25 人	2		9	7	2	3	1			1		
研究職		7 人	2	4		1								
医療職(1)		人												
医療職(2)		6 人				4	1	1						
医療職(3)		1 人			1									

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65 k m
∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	
24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65	以上
300	282	272	209	203	181	144	141	148	259	202	129	84	74	218
	1						1							
300	283	272	209	203	181	144	142	148	259	202	129	84	74	218
9,700	9,983	10,255	10,464	10,667	10,848	10,992	11,134	11,282	11,541	11,743	11,872	11,956	12,030	12,248
79.2	81.5	83.7	85.4	87.1	88.6	89.7	90.9	92.1	94.2	95.9	96.9	97.6	98.2	100.0

5 通勤手当の支給状況

区分 給料表	交通機関等					交通用具							
	手当受給者数				受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手当受給者数							受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
	55千円 未満	55千円 以上 ∪ 75千円 未満	75千円 以上	小計		4km 未満	4km 以上 ∪ 10km 未満	10km 以上 ∪ 20km 未満	20km 以上 ∪ 40km 未満	40km 以上 ∪ 60km 未満	60km 以上	小計	
計	人 1,936	人 344	人 11	人 2,291	円 21,108	人 2,401	人 3,825	人 2,833	人 2,223	人 674	人 292	人 12,248	円 9,222
行政職	1,293	171	8	1,472	18,840	730	531	325	287	135	65	2,073	8,657
公安職	321	2		323	10,922	321	393	189	144	27	5	1,079	6,768
教育職(1)	160	119	2	281	39,159	419	784	535	561	260	160	2,719	11,638
教育職(2)	115	32		147	26,817	874	2,029	1,702	1,180	234	50	6,069	8,720
研究職	14	5	1	20	29,547	30	55	39	23	13	1	161	9,377
医療職(1)	2			2	2,202	1		2				3	5,700
医療職(2)	14	8		22	34,813	12	14	30	23	1	8	88	12,686
医療職(3)	17	7		24	32,993	14	19	11	5	4	3	56	8,870

(注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、それぞれの区分に計上している。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第12表

単身赴任手当の支給状況

1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

任命権者	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 329	人 266	人 172	人 469	人 9	人 4	人 10	人 5	人 1,264
知事	294				9	4	10	5	322
教育委員会	27		172	469					668
本庁等	8		4	2					14
高等学校等	17		168	1					186
小・中学校	2			466					468
警察本部長	8	266							274
その他									

(注) 1 高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

支給額	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 329	人 266	人 172	人 469	人 9	人 4	人 10	人 5	人 1,264
30,000円 80km未満	33	113	16	127	2	1	1	1	294
36,000円 80km以上 100km未満	77	45	39	81	1	1	1	2	247
38,000円 100km以上 150km未満	191	98	84	202	5	1	7	2	590
40,000円 150km以上 200km未満	20	8	28	50	1		1		108
42,000円 200km以上 250km未満	1	2	2	8					13
44,000円 250km以上 300km未満			2			1			3
46,000円 300km以上 500km未満				1					1
54,000円 500km以上 700km未満	5		1						6
62,000円 700km以上 900km未満									
70,000円 900km以上 1,100km未満	1								1
76,000円 1,100km以上 1,300km未満									
82,000円 1,300km以上 1,500km未満									
88,000円 1,500km以上 2,000km未満									
94,000円 2,000km以上 2,500km未満									
100,000円 2,500km以上	1								1

(注) 1 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第13表

再任用職員の給料表別、級別人員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	178	1	1	142	25	2	3	2	2
公安職	45		5	17	22	1			
教育職(1)	166	10	155	1					
教育職(2)	147		147						
研究職	11		11						
計	547								

2 短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職	11		11					
教育職(1)	13		13					
教育職(2)	108		108					
計	132							

2 職種別民間給与実態調査関係

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関及び方法

本委員会及び人事院の職員等が調査該当事業所において、事業所の給与担当者に面接して調査を行った。

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 480事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)の事業所を組織、規模、産業によって10層に層化し、これらの層から153事業所を無作為抽出法により抽出したが、そのうち調査が完結した事業所は141事業所であり、その内訳は第14表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

4,651人（うち初任給関係職種180人）であるが、行政職に相当する調査実人員は3,684人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は14,362人であり、うち、行政職に相当するものは9,315人である。

5 調査結果

調査結果は、第14表から第22表に示すとおりである。

第14表

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計		141	46	63	32
農業，林業，漁業		1	0	1	0
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業		9	2	1	6
製造業		71	21	38	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業，郵便業		17	3	8	6
卸売業，小売業		14	5	5	4
金融業，保険業，不動産業， 物品賃貸業		3	3	0	0
教育，学習支援業，医療，福祉、 サービス業		26	12	10	4

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が12所あった。

- 2 調査対象事業所153所から規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた152所に占める調査完了事業所141所の割合（調査完了率）は92.8%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表

職 種 別 に み た

職 種 名		調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	(844) 11	(52.9) 55.0	(772,723) 612,970	(1,918) 68	(770,805) 612,902
	工 場 長	(562) 9	(53.9) 51.1	(709,234) 520,139	(2,661) 4,593	(706,573) 515,546
	事 務 部 長	(16,291) 93	(52.5) 53.4	(697,131) 554,636	(1,696) 269	(695,435) 554,367
	技 術 部 長	(11,131) 43	(52.6) 51.7	(700,991) 592,359	(1,944) 7,424	(699,047) 584,935
	事 務 部 次 長	(6,796) 29	(50.6) 51.7	(635,121) 517,281	(9,649) 1,127	(625,472) 516,154
	技 術 部 次 長	(4,122) 12	(51.4) 53.0	(647,936) 515,269	(4,077) 11,201	(643,859) 504,068
	事 務 課 長	(33,372) 188	(48.9) 50.2	(582,335) 536,853	(10,003) 1,301	(572,332) 535,552
	技 術 課 長	(28,143) 132	(49.4) 49.5	(591,332) 504,804	(7,927) 15,264	(583,405) 489,540
	事 務 課 長 代 理	(12,496) 52	(46.2) 48.1	(565,584) 470,494	(38,363) 35,192	(527,221) 435,302
	技 術 課 長 代 理	(8,244) 50	(46.2) 49.7	(535,223) 538,923	(55,576) 20,660	(479,647) 518,263
	事 務 係 長	(35,717) 346	(44.5) 47.9	(465,139) 417,958	(55,646) 49,973	(409,493) 367,985
	技 術 係 長	(28,168) 220	(45.3) 46.0	(498,013) 447,090	(78,200) 68,874	(419,813) 378,216
	事 務 主 任	(31,350) 260	(41.9) 42.1	(396,900) 351,403	(47,637) 40,839	(349,263) 310,564
	技 術 主 任	(28,417) 127	(41.8) 45.5	(447,548) 410,255	(78,115) 51,569	(369,433) 358,686
	事 務 係 員	(124,923) 1,270	(36.9) 38.6	(337,213) 284,168	(41,594) 33,460	(295,619) 250,708
	技 術 係 員	(94,660) 842	(35.6) 39.4	(359,079) 332,786	(57,671) 49,778	(301,408) 283,008

(注) 1 () 内は、人事院が調査した全国数値である。

2 「中間職 (部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

3 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

4 「中間職 (係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

民間給与額等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第16表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記の者と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同 上
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	同 上

給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
技能・労務関係職種	電話交換手	(43)	(47.9)	(227,415)	(3,668)	(223,747)
		-	-	-	-	-
	自家用乗用自動車 運転手	(185)	(50.5)	(343,015)	(53,433)	(289,582)
		3	47.8	313,400	5,057	308,343
守衛	(401)	(48.0)	(402,091)	(64,239)	(337,852)	
	-	-	-	-	-	
	用務員	(134)	(52.8)	(284,796)	(9,964)	(274,832)
	X	38.5	214,900	0	214,900	
教育関係職種	大学学長・ 副学長・学部長	(317)	(60.0)	(852,397)	(6,056)	(846,341)
		4	70.5	903,193	0	903,193
	大学教授	(2,255)	(55.8)	(711,595)	(4,480)	(707,115)
		45	57.3	640,447	4,262	636,185
	大学准教授	(1,747)	(48.1)	(592,014)	(4,916)	(587,098)
		30	52.0	542,025	7,887	534,138
	大学講師	(1,234)	(46.4)	(508,900)	(5,668)	(503,232)
		44	48.0	532,140	31,105	501,035
	大学助教	(883)	(41.0)	(464,178)	(28,766)	(435,412)
		61	40.0	464,881	45,432	419,449
	高等学校校長	(40)	(59.6)	(770,493)	(6,561)	(763,932)
		-	-	-	-	-
高等学校教頭	(187)	(56.8)	(642,116)	(4,185)	(637,931)	
	-	-	-	-	-	
高等学校主幹教諭	(21)	(48.5)	(629,909)	(509)	(629,400)	
	-	-	-	-	-	
高等学校指導教諭	(17)	(56.3)	(557,399)	(0)	(557,399)	
	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	(2,593)	(44.7)	(499,873)	(5,948)	(493,925)	
	-	-	-	-	-	
研究関係職種	研究所長	(67)	(54.1)	(858,189)	(1,352)	(856,837)
		-	-	-	-	-
	研究部(課)長	(1,308)	(50.3)	(676,196)	(2,829)	(673,367)
		8	55.0	671,505	0	671,505
	研究室(係)長	(1,130)	(47.2)	(561,706)	(37,023)	(524,683)
		14	54.2	642,870	0	642,870
主任研究員	(2,451)	(45.6)	(555,977)	(38,575)	(517,402)	
	18	50.1	540,770	552	540,218	
研究員	(3,432)	(37.2)	(429,980)	(51,204)	(378,776)	
	7	30.0	314,091	23,915	290,176	
研究補助員	(640)	(35.7)	(391,331)	(57,106)	(334,225)	
	-	-	-	-	-	

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備 考

業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。

構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)

職種名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
病院長	(61) -	(61.7) -	(1,751,788) -	(32,402) -	(1,719,386) -	
副院長	(202) -	(57.8) -	(1,459,988) -	(101,649) -	(1,358,339) -	
医科長	(739) -	(51.7) -	(1,268,834) -	(142,171) -	(1,126,663) -	
医師	(1,277) -	(43.7) -	(973,203) -	(124,235) -	(848,968) -	
歯科医師	(71) -	(45.6) -	(753,302) -	(71,374) -	(681,928) -	
薬局長	(223) 5	(50.2) 56.4	(503,863) 512,434	(25,616) 0	(478,247) 512,434	
薬剤師	(1,609) 38	(37.0) 39.3	(368,365) 401,175	(37,623) 34,964	(330,742) 366,211	
診療放射線技師	(1,945) 38	(40.0) 42.2	(390,485) 389,728	(38,778) 30,664	(351,707) 359,064	
臨床検査技師	(2,147) 37	(40.3) 40.2	(350,499) 371,177	(31,453) 35,950	(319,046) 335,227	
栄養士	(1,406) 24	(36.7) 42.3	(282,303) 287,335	(17,324) 11,293	(264,979) 276,042	
理学療法士	(3,449) 65	(33.4) 33.3	(302,021) 271,518	(15,301) 4,789	(286,720) 266,729	
作業療法士	(2,520) 56	(33.1) 34.0	(289,111) 276,515	(11,924) 4,779	(277,187) 271,736	
総看護師長	(218) X	(55.0) 53.3	(539,846) 416,796	(11,255) 0	(528,591) 416,796	
看護師長	(3,081) 56	(47.9) 50.9	(431,007) 441,394	(36,993) 28,641	(394,014) 412,753	
看護師	(9,712) 192	(38.1) 38.0	(359,618) 337,081	(47,764) 27,802	(311,854) 309,279	
准看護師	(3,581) 39	(46.2) 50.3	(303,451) 336,802	(40,280) 31,261	(263,171) 305,541	

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 Xは、調査実人員数が2人以下を示す。

備 考
部下に医師又は歯科医師 5 人以上
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
部下に医師又は歯科医師 1 人以上
部下に薬剤師 2 人以上
部下に看護師長 5 人以上
部下に看護師又は准看護師 5 人以上

第16表

公民給与の比較における対応関係

職 員	民 間 事 業 所		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
行政職給料表	支店長、工場長、 部長、部次長		
10級及び9級			
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第17表

職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	円 186,578	円 189,083	円 185,687	円 177,520
	短大卒	160,563	X	163,028	-
	高校卒	151,250	154,116	150,632	X
新卒技術者	大学卒	204,574	205,097	202,675	-
	短大卒	X	-	X	-
	高校卒	156,557	162,500	155,689	X
新卒事務員・技術者計	大学卒	190,420	193,948	187,773	177,520
	短大卒	160,071	X	161,870	-
	高校卒	154,655	160,021	153,862	149,375

(注) Xは、採用人数が2人以下である。

備考 職員の初任給月額は、Ⅰ種試験採用者（大卒相当）で182,300円、Ⅱ種試験採用者（短大卒相当）で162,700円、Ⅲ種試験採用者（高卒相当）で149,900円である。

第18表

民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況			採用なし
		採用あり	初任給の改定状況				
			増額	据置き	減額		
大学卒	規模計	% 19.7	% 34.5	% 65.5	% -	% 80.3	
	500人以上	27.2	44.7	55.3	-	72.8	
	100人以上 500人未満	16.7	29.8	70.2	-	83.3	
	50人以上 100人未満	15.6	20.0	80.0	-	84.4	
高校卒	規模計	19.4	48.1	51.9	-	80.6	
	500人以上	9.8	47.5	52.5	-	90.2	
	100人以上 500人未満	27.8	50.5	49.5	-	72.2	
	50人以上 100人未満	15.6	40.0	60.0	-	84.4	

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表

民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項目		自動昇給	査定昇給	昇格昇給
			%	%	%
係員	規模計		38.7	69.1	41.5
	500人以上		39.3	84.6	50.7
	100人以上 500人未満		41.9	63.2	41.9
	50人以上 100人未満		31.3	59.4	28.1
課長級	規模計		29.7	62.7	34.3
	500人以上		24.2	72.7	36.6
	100人以上 500人未満		32.8	59.1	37.3
	50人以上 100人未満		31.3	56.3	25.0

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表

民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		76.1%
配偶者に家族手当を支給する		(87.7%)
子に家族手当を支給する		(99.3%)
家族手当制度がない		23.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,353円
	配偶者と子1人	19,661円
	配偶者と子2人	25,174円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表

民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	50.7%
支給しない	49.3%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第22表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規模計	52.9	47.1	52.9	47.1	53.7	46.3
	500人以上	55.9	44.1	54.0	46.0	60.0	40.0
	100人以上 500人未満	57.5	42.5	56.9	43.1	54.7	45.3
	50人以上 100人未満	38.5	61.5	42.1	57.9	43.2	56.8

3 生計費及び労働経済指標関係

平成31年4月の標準生計費算定方法の概要

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、平成31年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑費 I ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（勤労者世帯）における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、平成31年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

3 算定結果

算定結果は、第23表に示すとおりである。

第23表

盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,590	40,340	49,940	59,540	69,150
住居関係費	48,320	38,770	41,750	44,740	47,720
被服・履物費	2,360	6,660	7,400	8,140	8,870
雑費Ⅰ	27,480	24,380	41,420	58,450	75,490
雑費Ⅱ	6,390	14,990	18,210	21,420	24,650
計	110,140	125,140	158,720	192,290	225,880

参考1

盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較

(単位：円)

区分	盛岡市		全国	
食料費	25,590	(98.3)	26,020	(100.0)
住居関係費	48,320	(100.0)	48,300	(100.0)
被服・履物費	2,360	(97.1)	2,430	(100.0)
雑費Ⅰ	27,480	(78.2)	35,120	(100.0)
雑費Ⅱ	6,390	(76.8)	8,320	(100.0)
計	110,140	(91.6)	120,190	(100.0)

(注) ()内は、全国を100として計算した指数である。

参考 2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.502	0.622	0.742	0.861
住居関係費	0.755	0.814	0.872	0.930
被服・履物費	0.476	0.529	0.582	0.635
雑費 I	0.217	0.369	0.520	0.672
雑費 II	0.301	0.366	0.430	0.495

(注) この換算乗数は、平成30年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

第24表

労働経

項目				年 月				
				平成30年 4 月	5 月	6 月	7 月	
賃金労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまつて支給する給与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	298,466	294,500	296,802	296,444
				前年同月比(%)	0.2	0.8	0.8	0.7
			うち所定内給与	金額(円)	272,362	269,892	271,771	271,441
			前年同月比(%)	0.3	0.9	0.7	0.7	
		うち所定外給与	金額(円)	26,104	24,608	25,031	25,003	
			前年同月比(%)	△ 1.1	0.1	1.7	1.7	
		岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	246,906	244,581	246,852	248,447
			前年同月比(%)	0.9	2.1	0.7	2.1	
	うち所定内給与		金額(円)	225,077	224,078	225,967	227,403	
			前年同月比(%)	1.1	2.1	1.2	2.7	
	うち所定外給与	金額(円)	21,829	20,503	20,885	21,044		
			前年同月比(%)	△ 0.9	1.1	△ 4.2	△ 3.1	
	労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	150.8	146.5	152.5	150.8
			うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.0	12.4	12.4	12.4
		岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	158.1	153.2	159.6	159.1
			うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.1	12.0	11.7	12.0
生計費	消費支出(二人以上世帯のうち勤労者世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	334,967	312,354	291,998	310,031	
			前年同月比(%)	1.5	△ 0.9	△ 1.6	0.4	
		東京都区部	金額(円)	477,826	332,718	291,780	396,657	
		前年同月比(%)	6.7	△ 18.3	△ 13.5	2.1		
	盛岡市	金額(円)	429,471	343,816	305,889	336,037		
		前年同月比(%)	28.4	21.6	△ 2.3	10.3		
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	0.6	0.7	0.7	0.9	
		東京都区部	前年同月比(%)	0.5	0.4	0.6	0.9	
		盛岡市	前年同月比(%)	0.8	1.0	1.0	1.4	
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比(%)	2.2	2.7	2.8	3.1		
雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	0.5	0.6	0.5	0.2	
		岩手県	前年同月比(%)	△ 6.5	△ 5.7	△ 5.9	△ 5.3	
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	倍率(倍)	1.60	1.61	1.61	1.62	
		岩手県	倍率(倍)	1.45	1.45	1.45	1.44	
		完全失業率(総務省労働力調査)	比率(%)	2.5	2.3	2.5	2.5	

(注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は平成27年基準である。

2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は季節調整値である。

济 指 標

8月	9月	10月	11月	12月	平成31年			令和元年		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月
295,546	295,548	298,297	298,747	297,598	291,891	292,808	295,281	299,489	294,772	297,628
1.0	0.4	1.1	1.3	0.9	0.0	0.3	△ 0.1	0.3	0.1	0.3
270,844	271,249	272,559	272,234	271,504	267,076	267,575	269,650	273,350	269,438	272,409
1.0	0.5	1.1	1.4	1.0	△ 0.1	0.2	△ 0.2	0.4	△ 0.2	0.2
24,702	24,299	25,738	26,513	26,094	24,815	25,233	25,631	26,139	25,334	25,219
0.9	△ 0.5	1.1	1.0	△ 0.9	1.2	1.6	0.3	0.1	3.0	0.8
247,335	245,716	248,187	248,936	247,228	249,825	245,871	250,746	249,751	248,395	248,123
2.7	1.4	1.6	2.0	1.1	1.9	0.4	0.9	1.2	1.6	0.5
225,587	224,966	226,054	226,104	224,768	227,045	223,983	228,405	227,578	227,287	227,187
3.1	2.0	1.9	2.1	1.9	1.8	0.8	1.4	1.1	1.4	0.5
21,748	20,750	22,133	22,832	22,460	22,780	21,888	22,341	22,173	21,108	20,936
△ 1.6	△ 4.2	△ 1.7	0.7	△ 5.9	2.6	△ 3.4	△ 4.3	1.6	3.0	0.2
145.9	143.3	150.2	153.6	145.9	136.6	142.1	144.1	148.7	141.4	147.4
11.8	12.2	12.9	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1	12.4	12.3
154.4	152.3	158.8	160.2	154.6	146.4	151.8	153.3	157.1	149.7	156.6
12.5	12.2	12.7	12.6	12.7	12.4	12.1	12.4	13.0	12.8	12.4
319,939	302,652	315,433	303,516	351,044	325,768	302,753	348,942	337,164	332,273	308,425
6.1	2.5	0.5	0.8	△ 0.3	2.6	4.7	4.2	0.7	6.4	5.6
344,425	333,240	347,961	337,688	414,308	365,824	316,005	364,652	382,826	442,260	361,446
△ 1.7	△ 4.1	△ 8.7	4.4	6.8	0.2	0.6	△ 3.0	△ 19.9	32.9	23.9
295,784	257,697	319,437	269,601	349,430	307,821	296,397	383,997	292,015	343,072	378,135
4.1	△ 2.2	9.0	△ 6.7	△ 10.9	△ 9.3	△ 5.8	△ 22.2	△ 32.0	△ 0.2	23.6
1.3	1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9	0.7	0.7
1.2	1.2	1.5	0.8	0.4	0.5	0.6	0.9	1.3	1.1	1.1
1.5	1.3	1.3	1.2	0.3	0.2	0.0	0.5	0.8	0.3	0.0
3.1	3.0	3.0	2.3	1.4	0.6	0.9	1.3	1.2	0.6	△ 0.1
0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	1.3	1.2	1.1	1.1	0.8	1.0
△ 5.9	△ 8.5	△ 8.2	△ 8.3	△ 9.2	△ 4.5	△ 7.1	△ 6.1	△ 5.8	△ 3.8	△ 3.6
1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61
1.47	1.46	1.46	1.47	1.47	1.43	1.43	1.45	1.43	1.43	1.37
2.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4	2.4	2.3